別表Ａ

特定建設作業の騒音と振動の規制基準

騒音規制法「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」・振動規制法施行規則第 11 条別表第 1（抜粋）

特定建設作業の種類		騒音	振動	作業時間	1日における延作業時間	同一場所における作業期間	日曜休日における作業
騒音規制法	**振動規制法**	敷地境界における音量（ｄB）	敷地境界における振動の大きさ（ｄB）				
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	**85**	**75**	午前7時から午後7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
2 びょう打機を使用する作業	—		—				
3 さく岩機を使用する作業※１	4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業※１		**75**				
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	—		指定建設作業に該当				
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	—		—				
—	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	指定建設作業に該当	**75**				
—	3 舗装版破砕機を使用する作業※１						
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kw 以上）を使用する作業※２	—	**85**	指定建設作業に該当				
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kw 以上）を使用する作業※２	—						
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kw 以上）を使用する作業※２	—						
				アイウエ	アイ		アイウエオ

（注）

※１　作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

※２　一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
一覧は国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html）に掲載してあります。

作業時間等の適用除外項目

ア　災害その他非常事態の緊急作業
イ　生命・身体の危険防止作業
ウ　鉄道・軌道正常運行確保
エ　道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合
オ　変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合